

社会福祉法人南郷福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南郷福祉会（以下「当法人」という。）定款第二三条の規定に基づき、役員等の報酬について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、当法人の定款により定められた理事及び監事をいい、顧問と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち当法人の常勤職員と同等の勤務をする者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価としてうける財産上の利益をいう。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬の支給)

第4条 役員等が理事会、評議員会への出席、又は、監査など、当法人・施設運営のための業務にあたった場合において、1回につき、5千円を支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して、現金により本人に支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。